

# 平成23年度 司法書士本試験 午後の部(記述) 解答例

## 第36問

### 第1欄

東京法務局に申請した申請情報 1件目

登記の目的	1番根抵当権移転
登記原因及びその日付	平成22年4月1日合併
申請人の氏名又は名称	根抵当権者(被合併会社 X Y Z銀行株式会社) あいうX Y Z銀行株式会社 代表取締役 佐藤太郎

東京法務局に申請した申請情報 2件目

登記の目的	1番根抵当権変更
登記原因及びその日付	平成23年2月15日相続
申請人の氏名又は名称	権利者 あいうX Y Z銀行株式会社 代表取締役 佐藤太郎 義務者 田中二郎

東京法務局に申請した申請情報 3件目

登記の目的	1番根抵当権変更
登記原因及びその日付	平成23年6月23日合意
申請人の氏名又は名称	権利者 あいうX Y Z銀行株式会社 代表取締役 佐藤太郎 義務者 田中二郎

### 第2欄

司法書士高橋和子によるアドバイス及びその理由

田中一郎の相続開始後6か月以内に、債務者の変更登記及び指定債務者の合意の登記を申請しなければならない旨及び合併による1番根抵当権移転登記を申請しなければならない旨

(理由)

別紙1の土地の1番根抵当権の債務者である田中一郎は、平成23年2月15日に死亡しており、6か月以内に債務者の変更登記及び指定債務者の合意の登記を申請しなければ、1番根抵当権は田中一郎の相続開始時に遡って元本が確定してしまう。根抵当権の元本が確定すると、別紙2の建物を共同担保の目的とする根抵当権追加設定登記も申請することができなくなってしまうため。

また、根抵当権者であるX Y Z銀行株式会社が吸収合併されて消滅しているため、債務者の変更登記及び指定債務者の合意の登記の申請に先立ち、合併による1番根抵当権移転登記を申請する必要がある。

第3欄

横浜地方法務局戸塚出張所に申請した申請情報 1件目

登記の目的	所有権移転
登記原因及びその日付	平成23年2月1日会社分割
登記事項	なし
申請人の氏名又は名称	権利者 株式会社A B C 食堂 代表取締役 田中二郎 義務者 いろはレストラン株式会社承継会社いろは食堂株式会社 代表取締役 鈴木四郎
添付情報	<p>登記原因証明情報 ( <input checked="" type="radio"/> ) ・ 不要 )</p> <p>( 別紙4 株式会社A B C 食堂といろはレストラン株式会社間の吸収分割契約書 )</p> <p>登記識別情報 ( <input checked="" type="radio"/> ) ・ 不要 )</p> <p>( いろはレストラン株式会社の別紙2の建物の甲区1番の登記識別情報 )</p> <p>印鑑証明情報 ( <input checked="" type="radio"/> ) ・ 不要 )</p> <p>( いろは食堂株式会社の代表取締役鈴木四郎の印鑑証明書 )</p> <p>資格証明情報 ( <input checked="" type="radio"/> ) ・ 不要 )</p> <p>( 別紙4 別紙5 )</p> <p>代理権限証明情報 ( <input checked="" type="radio"/> ) ・ 不要 )</p> <p>( 株式会社A B C 食堂の代表取締役田中二郎の委任状 いろは食堂株式会社の代表取締役鈴木四郎の委任状 )</p> <p>その他</p> <p>( 合併証明情報(別紙5) 住所証明情報(別紙4) )</p>
登録免許税	金20万円

横浜地方法務局戸塚出張所に申請した申請情報 2件目

登記の目的	共同根抵当権設定(追加)
登記原因及びその日付	平成23年6月23日設定
登記事項	<p>極度額 金1億円</p> <p>債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権</p> <p>債務者(田中一郎(平成23年2月15日死亡)の相続人)</p> <p>田中二郎</p> <p>田中三郎</p> <p>指定債務者(平成23年6月23日合意)</p> <p>田中二郎</p>
申請人の氏名又は名称	<p>根抵当権者 あいうXYZ銀行株式会社</p> <p>代表取締役 佐藤太郎</p> <p>設定者 株式会社ABC食堂</p> <p>代表取締役 田中二郎</p>
添付情報	<p>登記原因証明情報 (要)・不要)</p> <p>(あいうXYZ銀行株式会社と株式会社ABC食堂間の根抵当権追加設定契約書)</p> <p>登記識別情報 (要)・不要)</p> <p>(株式会社ABC食堂の別紙2の建物の甲区2番の登記識別情報)</p> <p>印鑑証明情報 (要)・不要)</p> <p>(株式会社ABC食堂の代表取締役田中二郎の印鑑証明書)</p> <p>資格証明情報 (要)・不要)</p> <p>(別紙3 別紙4)</p> <p>代理権限証明情報 (要)・不要)</p> <p>(あいうXYZ銀行株式会社の代表取締役佐藤太郎の委任状 株式会社ABC食堂の代表取締役田中二郎の委任状)</p> <p>その他</p> <p>(前登記証明書(別紙1の土地の登記事項証明書) 承諾証明情報(株式会社ABC食堂の取締役会議事録)</p>
登録免許税	金1,500円(登録免許税法第13条第2項)

## 第37問

### 第1欄

登記の事由	
資本金の額の減少 株式の譲渡制限に関する規定の設定 監査役、代表取締役及び会計監査人の変更 監査役会設置会社の定め廃止	
登記すべき事項	
平成23年5月31日変更 資本金の額 金1億円 平成23年6月12日設定 株式の譲渡制限に関する規定 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成23年6月12日次の者任期満了により退任 監査役 F 監査役(社外監査役) G 同日次の者重任 東京都港区みなと一丁目3番3号 代表取締役 A 会計監査人 J 監査法人 同日次の者就任 さいたま市北区いずみ一丁目5番5号 代表取締役 E 同日監査役会設置会社の定め廃止により変更 監査役 I 平成23年6月12日監査役会設置会社の定め廃止	
添付書面の名称及び必要な通数	
株主総会議事録	2通
取締役会議事録	2通
就任承諾書	2通
会計監査人の登記事項証明書	1通
公告及び催告をしたことを証する書面	2通
異議を述べた債権者に対し弁済したことを証する書面	3通
印鑑証明書	1通
委任状	1通
登録免許税の額	
金7万円	

第2欄

登記の事由	
本店移転 取締役、代表取締役、監査役及び会計監査人の変更	
登記すべき事項	
平成23年7月1日本店移転 本店 さいたま市中央区ひかり一丁目1番1号 平成23年6月12日次の者任期満了により退任 取締役 A 取締役 B 取締役 C 取締役 D 平成23年6月19日会計監査人 J 監査法人辞任 平成23年6月20日監査役 I 死亡 平成23年6月30日次の者就任 取締役 W 取締役 X 監査役 Y 監査役 Z 同日代表取締役 A 資格喪失により退任	
添付書面の名称及び必要な通数	
株主総会議事録	2通
取締役会議事録	1通
就任承諾書	4通
死亡届	1通
辞任届	1通
委任状	1通

第3欄

登記の事由
本店移転
登記すべき事項
<p>「会社成立の年月日」(要)・否)</p> <p>「役員に関する事項」</p> <p>取締役E 平成23年1月1日就任</p> <p>取締役W 平成23年6月30日就任</p> <p>取締役X 平成23年6月30日就任</p> <p>さいたま市北区いずみ一丁目5番5号</p> <p>代表取締役E 平成23年6月12日就任</p> <p>監査役Y 平成23年6月30日就任</p> <p>監査役Z 平成23年6月30日就任</p> <p>「吸収合併」(要)・否)</p> <p>「登記記録に関する事項」</p> <p>平成23年7月1日東京都千代田区かすみ一丁目1番1号から本店移転</p>
添付書面の名称及び必要な通数
委任状 1通

第4欄

<p>【登記することができない事項】</p> <p>取締役C及び取締役Dの辞任</p> <p>会計監査人設置会社の定めの廃止</p> <p>【理由】</p> <p>取締役C及び取締役Dは権利義務承継取締役であり、権利義務承継取締役は辞任することができない。</p> <p>申請会社は、会計監査人設置会社の定めの廃止決議の時点で未だ大会社であるが、大会社は会計監査人の設置義務がある。したがって、会計監査人設置会社の定めを廃止することはできない。</p>
--

第5欄

<p>資本金の額の減少の内容</p> <p>計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの</p> <p>一定期間(1か月を下らない)債権者は異議を述べる事ができる旨</p>
---

本解答は平成23年7月6日20時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。